

🔋 本日の卓話

弁護士 太田 雅幸様



「憲法改正手続きについて」

1. 条文の基本的意味

憲法改正は、各議院（衆議院及び参議院）の総議員の3分の2以上の賛成で国会から国民に発議され、国民投票で過半数の賛成を得ることを要する。国民投票で承認を経たとき、天皇が、国民の名で、直ちに憲法改正を公布する。

2. 国会の発議

「発議」とは、国民投票に付する憲法改正案を国会が決定することをいう。

(1) 衆議院（参議院）において議員が憲法改正案の原案の発議

(2) 衆議院（参議院）で総議員の3分の2以上の賛成で可決⇒参議院（衆議院）に送付

(3) 参議院（衆議院）で総議員の3分の2以上の賛成で可決 参議院（衆議院）における可決をもって、憲法改正の発議をし、国民に提案したものとする。

3. 国民投票

改正手続法は、憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数（賛成の投票数と反対の投票数を合計した数）の2分の1を超えた場合は、国民の承認があつたものとなるとして、有効投票を基準とする立場に立っている。

4. 改正の限界

憲法前文には「日本国民は・・・ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とある。これは、日本国憲法を制定する権力が主権者国民にあったことを明示したものである。そして、96条の憲法改正権は、国民の憲法制定権力によって与えられたものであるから、憲法改正権の行使によって国民主権を変更・破壊することはできないと考えられる。それは憲法改正の外形をとったとしても、理論的にはクーデター・革命というほかない。以上の理論的な議論とは別に、憲法の規定中に変更を拒否していると思受けられるものがある。前文には民主主義を人類普遍の原理とし、われわれは、これに反する憲法を排除するとしている。また、9条1項は、日本国民は・・・国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争

を解決する手段としては「永久にこれを放棄する」として、戦争放棄・平和主義を規定した。そして、11条は、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられると規定し、人権の永久性を謳っている。以上から、民主主義、戦争放棄、平和主義、基本的人権の尊重は、憲法自体が、改正を拒否していると考えられる。



太田 雅幸先生
卓話ありがとうございました



ニコニコ報告

- 切通 勇次 太田先生そのせつは娘が大変お世話になりました卓話よろしくお願いします
- 今村 勲 暑中お見舞い申し上げます
- 今村 勲 太田先生卓話ありがとうございます
- 大杉 能弘 太田先生本日は卓話ありがとうございます
- 小林 忠 暑中お見舞い申し上げます
- 田中 一任 本日も宜しくお願いいたします
- 藤原 忠雄 太田先生 10 年前に我クラブの「安楽死裁判」には大変お世話様になりました
- 増田 徹 特に 60 才以上の方は熱中症に気をつけてください
- 森川 昌紀 太田先生本日は宜しくお願いします
- 森田 康之 切通様先週はありがとうございました
- 山口久仁幸 太田先生今日は暑中ありがとうございます
- 榎 孝夫 太田先生卓話よろしくお願いします

会員 22 名	出席 11 名	出席率 77.8%	12 口	16,000 円	累計 204,000 円
---------	---------	-----------	------	----------	--------------

◎会長 切通 勇次 ◎副会長 大杉能弘 ◎幹事 今村 勲 ◎SAA 森川 昌紀 ◎広報委員長 田中 一任
例会場 東京信用金庫 蔵支店内 川口市芝新町 9-10 例会日 毎週水曜日 点鐘：12：30
事務所 川口市芝 2-4-25 Tel：048-423-0443 Fax：048-261-9756
E-Mail kawaguchi-nrc@bloom.ocn.ne.jp U R L kawaguchinrc.jp/

